

府中市農業委員会委員候補者推薦及び募集要領

令和8年7月19日の現農業委員会委員の任期満了に伴い、令和8年7月20日から始まる次期農業委員会委員の候補者を次のとおり募集します。

1 【推薦及び募集の対象】

農業委員会委員候補者

2 【推薦及び募集の期間】

令和8年2月1日（日）から2月28日（土）まで

3 【被推薦者及び応募者の資格】

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができ、且つ、法令等で兼職が禁止されている職に就いていない者のうち次のいずれにも該当しない者

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

4 【推薦又は応募の区分】

(1) 個人推薦

農業者が3名以上の連名で候補者を推薦する場合

…第1号様式「府中市農業委員会委員候補者推薦書(個人推薦)」を使用

(2) 法人又は団体推薦

法人又は団体の代表者が候補者を推薦する場合

…第2号様式「府中市農業委員会委員候補者推薦書(法人又は団体推薦)」を使用

(3) 応募

自らを候補者として応募する場合

…第3号様式「府中市農業委員会委員候補者募集応募申込書」を使用

5 【推薦又は応募の方法】

該当する推薦書又は応募申込書に所要事項を記入し、記名押印又は署名押印のうえ提出してください。

(1) 提出方法 持参又は郵送

(2) 提出先 府中市役所おもや3階 産業振興課農政係

(3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）

(4) その他

- ・メール及びFAXによる提出は受け付けません。
- ・提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。
- ・法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所を除き、全

て公表の対象となりますのでご承知願います。

6 【候補者の選考】

候補者評価委員会を設けて候補者を選考します。

7 【選考結果の通知】

選考結果は、評価委員会の決定後に本人宛に郵送通知します。

8 【個人情報の取扱い】

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

9 【定数】

農業委員会委員 20人

10 【任期】

農業委員会委員 任命の日（令和8年7月20日）から3年

11 【職務】

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づき農業委員会の権限に属する事項についての審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

さらに、市内担当地区における農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。

12 【身分及び報酬額】

地方自治法第203条の2に規定する非常勤特別職として、府中市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

13 【推薦及び応募の問い合わせ先】

〒183-8703 府中市宮西町2-24

府中市役所おもや3階 産業振興課農政係

電話 042(335)4143

FAX 042(360)9370

メール nougyou@city.fuchu.tokyo.jp

- 1 農業委員会とは
農業委員会等に関する法律に基づき各区市町村に設置された独立行政委員会
- 2 農業委員会業務とは
農業委員会等に関する法律第6条で規定する所掌事務を処理する。

第6条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令によりその権限に属された農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、特定農山村地域における農林業等の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属された事項
 - (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属された農地等の交換分合及びこれに付随する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属された事項
- 2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等に利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。）に関する事項に関する事務を行う。
 - 3 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。
 - (1) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
 - (2) 農業一般に関する調査及び情報の提供
 - 4 前2項の規定は、第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令（条例を含む。）の規定に基づく権限の行使を妨げない。
 - 3 府中市農業委員会における主な業務
 - (1) 農業委員会総会…月1回農地法等に基づく転用届出を初めとする協議（その他役員会及び部会）
 - (2) 現地調査…農地法に基づく転用申請等における現地調査（事務局の依頼に基づき地区担当委員が随時）
 - (3) 農地パトロール…農地が適正に肥培管理されているかの現地調査（市内を区割りし年1回実施）
 - (4) 生産緑地買取申出に伴う主たる農業従事者の故障事実等確認
 - (5) 関係農業団体（東京都農業会議等）における研修及び会議出席
 - (6) 府中市農業まつり…例年11月に開催
 - 4 農業委員の報酬（令和7年4月1日現在）
 - (1) 会長 月額 70,000円
 - (2) 会長職務代理者 月額 59,000円
 - (3) 上記以外の委員 月額 53,000円
 - 5 農業委員会事務局の設置
府中市農業委員会事務局
〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市役所内